

四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月5日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第37号

四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部を改正する条例

四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例（昭和23年四日市市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（保育料及び委託料の額）</p> <p>第1条 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）幼稚園保育料 <u>別表</u>に定める額</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（保育料及び委託料の額）</p> <p>第1条 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）幼稚園保育料 <u>月額 18,200</u>円を限度として、市長が別に定める額</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 （略）</p>

改正後		
別表（第1条関係）		
納入義務者の属する世帯の階層区分		幼稚園保育料 (月額) 単位： 円
階層区分	定義	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
第2	市町村民税所得割非課税世帯	0
第3	市町村民税所得割課税世帯	2,700

	課税額 48,599円以下	
第4	市町村民税所得割課税世帯 課税額 48,600円以上62,851円未満	4,800
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額 62,851円以上77,101円未満	8,200
第6	市町村民税所得割課税世帯 課税額 77,101円以上110,631円未満	9,900
第7	市町村民税所得割課税世帯 課税額 110,631円以上144,151円未満	11,600
第8	市町村民税所得割課税世帯 課税額 144,151円以上177,681円未満	12,800
第9	市町村民税所得割課税世帯 課税額 177,681円以上211,201円未満	14,000
第10	市町村民税所得割課税世帯 課税額 211,201円以上	18,200

#### 備考

- 1 4月分から8月分までの幼稚園保育料は前年度市町村民税の額により、9月分から翌年3月分までの幼稚園保育料は、当年度市町村民税の額により算定する。
- 2 表の第2階層から第10階層までにおける「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、同法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）の額をいう。地方税法第323条に規定する市町村民税の減免（所得割の額に係るものに限る。）がある場合は、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。この場合において、世帯員が非婚の一人親（婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の者は除く。）であるときは、寡婦控除の適用があるものとみなす。
- 3 入園児童の属する世帯における子供の数その他の世帯構成又は所得の状況に応じて軽減する幼稚園保育料の額は、別に定めるところによる。
- 4 幼稚園保育料は、複数の要件を満たすときは、その低額なものとする。
- 5 月途中における入退所があった場合の幼稚園保育料は、次に定める算式により算出して得た額とする。

幼稚園保育料（月額）×在籍期間中の開所日数（当該日数が20日を超える場合は20日）÷20日

6 幼稚園保育料に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

改正前

(別表なし)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)